

電話相談

[こころん дайやる] 077-524-2030
滋賀県子ども・子育て応援センター<受付時間:午前9時~午後9時>
[24時間子供SOSダイヤル]0120-0-78310

子どものこと
子育てのこと

自分のこと
家族のこと
友達のこと
いじめのこと
学校のこと
こころのこと

ひとりで
悩まないで

滋賀県

こころのサポートしが

LINE相談



下のQRコードから
友だち登録待ってます!



<相談時間> 令和5年3月31日(金)まで
毎日 午後4時~午後10時

相談は無料です。相談内容など相談者の秘密を守ります。

【問い合わせ】 県障害福祉課<077-528-3548> 県子ども・青少年局<077-528-3551>
県立男女共同参画センター<0748-37-3751> 県教育委員会事務局幼小中教育課<077-528-4668>

子ども若者ケアラー(ヤングケアラー)とは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。		家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。		障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。		目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている。		日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。		アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。		がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。		障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。		障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(©厚生労働省)

(例)・勉強する時間が十分につくれない

- ・もっと自分の時間が欲しい
- ・学業と家族のケアの両立に疲れてきた、休みたい

ひとりで抱えこまないで

滋賀県では、一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて、「子ども若者ケアラー」として支援していきます。



滋賀県

こころのサポートしが

<相談時間> **LINE相談**

毎日 16:00~22:00

右のQRコードからLINEの友だち登録をすると相談できます。



滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”

男女共同参画相談室

みな はなさく

☎ **0748-37-8739**

これってもしかして?と思ったら、まずは相談

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「女だから・・・、男だから・・・」と固定的な考えを押しつけられた <input type="checkbox"/> 性別のこと <input type="checkbox"/> 身体のこと <input type="checkbox"/> 生理のこと <input type="checkbox"/> 性被害に関すること(性的な写真や動画などを撮る・見せることも含まれます。) | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> デートDV <ul style="list-style-type: none"> ・なぐる、けるなどの身体的暴力 ・どなる、おどすなどの心理的暴力 ・行動を制限・監視するなどの社会的暴力 ・お金を返さない、デート費用をいつも払わせるなどの経済的暴力 ・性的な行為を強要するなどの性的暴力 など |
|---|---|



<受付時間>

火、水、金、土、日

9:00~12:00、13:00~17:00

木

9:00~12:00、17:00~20:30

(祝日の翌日・年末年始・施設点検日等を除く)

毎日、笑顔で
すごせるように

